

公募型プロポーザル質疑回答書

令和6年10月31日 回答

件名 竹田市立久住中学校跡地活用事業

番号	該当資料名・ページ	質問事項	回答
1	募集要項（3頁） 4. 諸条件 （1）提案事業に求める事項①	施設の改修とは、どの程度のものになりますか。 例えば、体育館の床を撤去、壁の一部を撤去など行う事は可能ですか。	施設の改修について、明確な基準はありませんが、廃校活用ということを含め、施設の外観を大きく変えずに活用していただくことや地域の意向に沿った活用を想定しています。 例示については、事業者提案を踏まえ市や地域の同意が得られた場合は、可能です。
2	募集要項（3頁） 4. 諸条件 （1）提案事業に求める事項⑧	木材のチップ加工機から出る騒音は如何でしょうか。	当該地の近隣には住宅地があり、また畜産農家が事業を営んでいます。当該地は、騒音規制法に規定する地域ではありませんが、屋内で防音壁を設置して実施するなど地域住民の生活に悪影響を及ぼさない対策を講じる必要があることをご承知のうえ、ご応募ください。 また、騒音対策が十分かどうかは市や地域住民の方々が判断しますので、更なる対策を求められることがあり得ることをご承知おきください。
3	施設概要（3～4頁） 募集要項（3頁） 4. 諸条件 （2）売却条件①	売却と賃貸について、グラウンドと体育館のエリアでの契約は可能でしょうか。 「一部の売却は不可」と記載があります。	グラウンドと体育館のエリアでの契約はできません。 売却及び賃貸の契約範囲は、募集要項「4. 諸条件（2）売却条件①売却物件」及び「4. 諸条件（3）貸付条件③貸付料」のとおりです。
4	募集要項（4頁） 4. 諸条件 （2）売却条件⑤	校舎の使用用途が見つからない場合、他社への賃貸が出来ますか。	校舎を賃貸する事業を行う場合は、企画提案書にてご提案ください。 ただし、他社への賃貸の可否は、他社が募集要項に示す「3. 参加資格」や「4. 諸条件（1）提案事業に求める事項」を満たした場合に限り、事業内容等の提示があったうえで、決定します。

竹田市財政課